

理容師法の運用に関する件 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">理容師法の運用に関する件</p> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>昭和23年12月8日 衛発382号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知 昭和53年12月5日 環指第149号 一部改正 平成27年12月9日 生食発1209第 号 一部改正</p> </div> <p>理容師法の運用については、しばしば通牒したところであるが、なお、下記事項留意の上その万全を期せられたい。</p> <p>なお、昭和23年4月21日公保発第48号公衆保健局長通牒及び同年8月21日衛発第111号公衆衛生局長通牒は、今後これを廃止することと承知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 理容所の開設者は、理容師であると否とを問わない。又同一人が同時に<u>理容所</u>と美容所を開設することもできる。</p> <p>5 <u>理容所と美容所は、原則として同一の場所で開設してはならない。ただし、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所については、この限りでない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>別記 (略)</p>	<p style="text-align: center;">理容師法の運用に関する件</p> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>昭和23年12月8日 衛発382号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知 昭和53年12月5日 環指第149号 一部改正 平成27年12月9日 生食発1209第 号 一部改正</p> </div> <p>理容師法の運用については、しばしば通牒したところであるが、なお、下記事項留意の上その万全を期せられたい。</p> <p>なお、昭和23年4月21日公保発第48号公衆保健局長通牒及び同年8月21日衛発第111号公衆衛生局長通牒は、今後これを廃止することと承知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 理容所の開設者は、理容師であると否とを問わない。又同一人が同時に<u>理髪所</u>と美容所を開設することもできる。<u>但し、後の場合においては、理髪施設の設けと美容施設の設けとはそれぞれ別個に設けなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p> <p>別記 (略)</p>